

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)に基づき、対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①子ども医療費助成対象世帯の保険情報、宛名情報の確認等
③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル、口座管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 子育て支援課 0968-25-7214
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、年度ごとに限定される職員を確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I 1. ③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年3月10日	I 3. 法令上の根拠	(略) 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	(略) 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号, 別表第二の9・70・74の項	＜照会事務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第9号, 別表第二の9・70・74の項 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 ＜提供事務＞ 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	
令和4年3月10日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課	子育て支援課長	事後	
令和4年3月10日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は几人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年3月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月21日時点	事後	
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	＜照会事務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第9号, 別表第二の9・70・74の項 2. 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 ＜提供事務＞ 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	(情報提供) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会) 番号法第19条第9号	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月21日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV 8. 人手を介在させる作業 IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	